

小牧山歴史館等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

小牧市教育委員会
教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第 5 号

小牧山歴史館等の管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧山歴史館等の管理に関する規則（平成30年小牧市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び小牧山城史跡情報館（以下「情報館」という。）」を「、小牧山城史跡情報館（以下「情報館」という。）及びこまき歴史発見館（以下「発見館」という。）」に改める。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 発見館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。

第3条中「及び情報館」を「、情報館及び発見館」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	休館日
歴史館及び情報館	(1) 毎月第3木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日） (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
発見館	(1) 毎月第3火曜日 (2) (1)に規定する日の前日（その日が休日に当たるときは、その翌々日） (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

第4条中「歴史館等」を「歴史館及び情報館」に改め、「（様式第1）」を削る。

第5条第1項中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「教育委員会等」に改める。

第6条中「指定管理者」を「教育委員会等」に改める。

第7条第1項中「様式第2。」を削り、同条第3項中「様式第3。」を削る。

第8条第1項中「（様式第4）」を削り、同条第2項中「前項の申請」を「同項の申請」に改め、「（様式第5）」を削る。

第 9 条及び第 10 条第 1 項中「指定管理者」を「教育委員会等」に改める。

第 11 条第 1 項中「（様式第 6）」を削る。

第 16 条中「（様式第 7）」を削る。

第 17 条中「必要な事項は、教育委員会が」を「この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に」に改める。

様式第 1 から様式第 7 までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。